

北九州市黒崎副都心「文化・交流拠点地区」整備等

P F I 事業

入札説明書

平成 2 1 年 7 月 2 1 日

北 九 州 市

目 次

第 1 入札説明書の位置づけ	1
第 2 事業の概要	1
1 事業名称.....	1
2 事業に供される公共施設等の名称	1
3 事業地	1
4 公共施設等の管理者等の名称	1
5 事業目的.....	1
6 事業内容等	2
7 遵守すべき法制度等.....	5
第 3 入札参加に関する条件等	5
1 入札参加者の構成に関する定義.....	5
2 入札参加者の構成等.....	6
3 入札参加者の参加資格要件.....	6
4 入札参加者の業務遂行能力に関する資格要件	7
5 競争入札参加資格申請書の提出期限	9
6 代表企業、構成企業及び協力企業の変更	9
第 4 サービス購入料について	10
1 サービス購入料の基本的考え方.....	10
2 入札額等について	10
第 5 入札手続等について.....	16
1 入札のスケジュール.....	16
2 入札説明書等に関する事項.....	17
3 参加表明書、資格審査申請書類提案書の提出等について	19
4 対面方式による質疑応答	19
5 提案書の提出等について	19
6 落札者の決定等について	22
第 6 落札者決定後の手続等について.....	22
1 基本協定の締結.....	22
2 特別目的会社の設立.....	22
3 仮契約の締結	23
4 事業契約の締結.....	23
5 契約保証金	23
6 土地売買契約又は定期借地権設定契約の締結	23
7 その他	23
第 7 提案書類等に関する事項	23

第 8 本件担当..... 23
別紙 1 25

第1 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、北九州市（以下「市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、平成21年7月21日に特定事業として選定した北九州市黒崎副都心「文化・交流拠点地区」整備等PFI事業（以下「本事業」という。）に係る総合評価一般競争入札を実施するに当たり、本事業への入札を希望する者（以下「入札参加者」という。）に交付するものである。

なお、本事業は1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用を受けるものである。

別添の要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、土地売買契約書（案）、一般定期借地権設定契約書（案）、事業用借地権設定契約書（案）、様式集は、入札説明書と一体のものである。

入札説明書と、入札説明書に先行して市が公表した実施方針、要求水準書（案）、特定事業の選定、及びそれらに対する回答書との間に異なる点がある場合には、入札説明書が優先するものとする。また、入札説明書に記載のない事項については、入札説明書以外の公表資料によるものとする。

第2 事業の概要

1 事業名称

北九州市黒崎副都心「文化・交流拠点地区」整備等PFI事業（以下「本事業」という。）

2 事業に供される公共施設等の名称

（仮称）北九州市立黒崎公園（以下「広場・緑地」という。）

（仮称）北九州市立八幡西図書館（以下「図書館」という。）

（仮称）北九州市立黒崎文化ホール（以下「ホール」という。）

3 事業地

北九州市八幡西区岸の浦二丁目10番1、岡田町9番1 他

4 公共施設等の管理者等の名称

北九州市長 北橋 健治

5 事業目的

市は、平成20年12月に、市の基本構想である「元気発進！北九州」プランを策定し、小倉を都心、黒崎を副都心と位置づけ、現在、まちづくりを推進している。

これまで黒崎については、平成14年3月に、「黒崎再生10カ年計画」を策定し、黒崎副都心のまちづくりの方向性について、集客機能の強化、交通アクセス機能の強化、文化の振興、都心居住の推進、健康・福祉の充実、情報発・受信機能の強化、以上の6本柱を整備方針として定め、行政と民間の連携により各種事業の実施に取り組んでいる。さらに、平成20年7月には、「北九州市中心市街地活性化基本計画(黒崎地区)」が認定され、人が集い、暮らし、交流する、賑わいのあふれる副都心を基本テーマとした中心市街地の活性化を目指している。

本事業の対象となる「文化・交流拠点地区」の整備については、黒崎地区の中心市街地活性化基本計画の核となるプロジェクトとして位置づけられている。これまで地域の要望等も踏まえ、具体的な導入機能・施設規模等について検討を重ね、平成21年3月には「黒崎副都心『文化・交流拠点地区』整備方針」を発表した。

本事業は、文化・生涯学習・コミュニティ活動を通して人が交流する場や、快適に憩える都市空間を整備することにより、副都心に相応しい都市機能の充実と地域の回遊性の向上を図り、黒崎の活気と賑わいを再生させることを目的とするものである。

なお、市は、21世紀における持続可能な都市のモデルとして、平成20年7月に国の「環境モデル都市」として選定され、「世代を越えて豊かさを蓄積していくストック型社会の構築」を基本理念に取り組みを進めており、本事業においても、ライフサイクルレベルにおいて環境負荷の低減を図ることのできる、環境モデル都市にふさわしい事業とすることを目指している。

6 事業内容等

(1) 対象施設

ア 公共施設

「文化・交流拠点地区」に整備される広場・緑地、図書館、ホール、駐車場・駐輪場等の付帯施設

(2) 事業の範囲及び事業方式

本事業は、PFI法に基づき、選定された事業者が、本事業の遂行のみを目的として設置する株式会社(以下「SPC」という。)が、市と事業契約を締結し、公共施設の設計及び建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間中における公共施設の維持管理及び運営業務を遂行する方式(BTO方式)により実施する。運営業務とは、図書館及びホールの運営業務をいう。なお、広場・緑地、図書館、ホールについてはそれぞれについて地方自治法第244条に基づく「公の施設」として指定し、このうち図書館、ホールについてSPCを指定管理者として指定する予定である。

また、本事業に付帯する事業として、選定された事業者のうち民間収益施設事業を行うもの(以下「民間収益施設事業実施企業」という。)は自らの提案に基づき、事業地の一部について市から土地を取得(主用途は住宅に限る。)又は借地権設定することにより、

自己の責任及び費用において民間収益施設の整備、運営等を行うことができる。

業務内容は、以下のとおりであるが、詳細については、要求水準書において提示する。

ア 公共施設の整備業務

(ア) 設計業務

(イ) 建築確認申請等の手続業務

(ロ) 事業用地の造成業務

(ハ) 建設工事業務

(ニ) 工事監理業務

(ホ) 備品の設置等の関連業務

(ヘ) 公共施設の市への所有権移転に関する業務

(コ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 公共施設（広場・緑地を除く）の維持管理業務

(ア) 建築物保守管理業務

(イ) 建築設備保守管理業務

(ロ) 備品等保守管理業務

(ハ) 外構施設保守管理業務

(ニ) 清掃業務

(ホ) 植栽維持管理業務

(ヘ) 警備業務

(コ) 環境衛生管理業務

(ク) 修繕業務

(カ) 駐車場・駐輪場業務

(ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、大規模修繕について事業期間内での発生は想定していないが、事業期間中の本施設の機能・性能を維持するために必要となる修繕については規模の大小を問わずSPCの業務に含めるものとする。本事業における大規模修繕とは、「建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕」をいう（旧建設大臣官房官庁営繕部監修「建築物修繕措置判定手法」の記述に準ずる。）

ウ 公共施設（広場・緑地を除く）の運営に係る業務

(ア) 図書館運営業務（下記オ（イ）、（ロ）、（ハ）を除く）

(イ) ホール運営業務（下記オ（ホ）を除く）

なお、ホール運営業務には、市の要求事項としてSPCがホールにおいて企画・実施する必須企画事業が含まれる。当該業務に係る費用の一部については、市の支払うサービス対価に含まれる。

(ウ) 供用開始前の運営準備業務

(I) 民間企画事業に関する業務

一般利用を阻害しない範囲で、S P C が自らの企画・主催により実施する図書館・ホールでの興行等、市民の文化活動・交流に寄与する事業を認める予定である。

(オ) 飲食・物販事業に関する業務

図書館・ホール利用者への利便性の向上を目的として、施設の一部を利用して飲食の提供、及び物販を行う事業を認める予定である。なお、本業務に使用する施設については、北九州市財産条例（昭和39年北九州市条例第85号）第10条の規定により定める使用料を市に納めることによりS P C に使用させるものとし、S P C が独立採算で運営するものとする。また、本業務において使用する電気、水道、ガス等はS P C 負担とする。

(カ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 民間収益施設事業に関する業務（事業者の提案により実施する場合）

(ア) 民間収益施設の整備業務（設計、建築確認申請等の手続き、用地の造成、建設工事、工事監理等を含む）

(イ) 民間収益施設の維持管理業務

(ウ) 民間収益施設の運営業務

(I) その他これらを実施する上で必要な関連業務

オ 市が実施する業務

(ア) 撥川の整備業務（設計・工事・工事監理その他の関連業務。ただし、設計に関してはS P C は提案を行うことができる。（ただし、提案を確約するものではない。）

(イ) 撥川の維持管理業務

(ウ) 広場・緑地の維持管理業務

(I) 図書館資料の購入

(オ) 図書館システム及び図書館の一部備品の設置に係る業務（事業者にて図書館システムに接続して使用するものは除く。）

(カ) 図書館システムの保守管理に係る業務（事業者にて図書館システムに接続して使用するものは除く。）

(キ) ホールの一部備品の設置に係る業務

（３） 指定管理者の指定

市は、S P C を、市議会の議決を経た上で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の基づく「指定管理者」に指定する予定である。

（４） 事業期間

ア 公共施設に係る事業期間

公共施設に係る事業期間は、事業契約締結の日から平成39年6月30日までとする。

事業スケジュール(予定)は、以下のとおりである。

事業契約締結日から平成39年6月末までの期間とする。

設計・建設期間 事業契約締結から平成24年6月30日

維持管理・運営期間 平成24年7月1日から平成39年6月30日

仮契約締結	平成22年 1月
事業契約締結	平成22年 3月
公共施設の建設工事着工	平成22年12月
公共施設の引渡し及び所有権移転期限	平成24年 6月末
公共施設の供用開始	平成24年 7月1日
公共施設に係る事業期間終了	平成39年 6月末

イ 民間収益施設事業に係る借地期間

民間収益施設事業の借地期間は、提案による形態ごとに、以下の期間とする。

形態	事業期間
一般定期借地権設定	定期借地権設定契約の締結から50年間
事業用定期借地権設定	定期借地権設定契約の締結から15年以上50年未満(入札参加者の提案による)

7 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令(法律、政令、省令、条例及び規則)等を遵守するものとする。また、各種基準、指針等についても本事業の要求水準に照らし準拠すること。

第3 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成に関する定義

- (1) 入札参加者は、複数の企業で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)とする。
- (2) 入札参加グループの構成における代表企業とは、SPCに対して出資し、SPCから直接業務を請け負う者であり、入札参加グループを代表し、入札参加手続きを行う者とする。
- (3) 入札参加グループの構成における構成企業とは、SPCに対して出資し、SPCから直接業務を請け負う者とする。
- (4) 入札参加グループの構成における協力企業とは、SPCに対して出資はしないが、SPCから直接業務を請け負う者とする。

2 入札参加者の構成等

- (1) 入札参加グループは、参加表明書の提出時に代表企業名、構成企業名及び協力企業名をそれぞれ明記し、必ず代表企業が入札参加手続を行うこと。
- (2) 民間収益施設事業を実施する提案を行う場合は、参加表明書の提出時に民間収益施設事業実施企業を明記すること。なお、民間収益施設事業実施企業が代表企業、構成企業又は協力企業となることは妨げない。
- (3) 入札参加グループの代表企業及び構成企業が他の入札参加グループの代表企業又は構成企業として参加していないこと。

3 入札参加者の参加資格要件

入札参加グループの代表企業、構成企業、協力企業及び民間収益施設事業実施企業は、以下の参加資格要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 市から指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者でないこと(更生計画認可の決定がなされた場合を除く。)
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者でないこと(再生計画認可の決定がなされた場合を除く。)
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (6) 清算中の株式会社である事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 平成21年8月31日以前の1年間の法人税、消費税(地方消費税を含む。)事業税、法人市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (9) 昨年度本市が実施した本事業に係る民間活力導入可能性調査等業務を受託した者並びに市が本事業に係るアドバイザリー業務を委託している者及び当該アドバイザリー業務の受託者と当該アドバイザリー業務において提携関係にある者並びにこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

ア 本事業に関し市のアドバイザリー業務を行う者は、以下のとおりである。

株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号

東京丸の内・春木法律事務所 東京都千代田区丸の内一丁目4番2号

パシフィックコンサルタンツ株式会社 東京都多摩市関戸一丁目7番地5

イ 資本面において関連のある者とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者を

いい、人事面において関連のある者とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

(10) 北九州市黒崎副都心「文化・交流拠点地区」整備等PFI事業者検討会(以下「検討会」という。)の委員が属する組織若しくは企業又はその組織若しくは企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。なお、検討会の委員は、落札者決定基準において示す。

(11) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。

(12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にあるもの(従業員を含む。)でないこと。

4 入札参加者の業務遂行能力に関する資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、工事監理、建設、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の業務に係る要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができる。ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。

(1) 公共施設の設計業務を行う者

ア 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号)第7条第1項に規定する有資格者名簿に記載されていること。

イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

ウ 設計業務を行う者が複数である場合、そのいずれもが上記ア、イの要件を満たすこと。

エ ホール若しくは劇場の新築(官公庁工事に限らないものとする。)又は図書館法(昭和25年法律第118号)第2条に基づく図書館の新築(官公庁工事に限らないものとする。)に係る基本設計又は実施設計を行った実績を有すること(公共施設の建設業務を行う者が第34(3)クに該当する場合はこの限りでない。)

(2) 公共施設の工事監理業務を行う者

ア 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号)第7条第1項に規定する有資格者名簿に記載されていること。

イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

(3) 公共施設の建設業務を行う者

- ア 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格者名簿（以下「建設工事有資格者名簿」という。）に記載されていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 事業用地の造成業務を行う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- エ 建設工事有資格者名簿に記載されている工事の種別が建築工事であって、かつ、当該工事の種別の格付けがAであること。
- オ 本件工事に係る建設業法第26条第2項に規定する監理技術者（直接かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。また、配置技術者の変更は原則として認めない。
- カ 本件工事に係る建設業法第26条第1項に規定する主任技術者（直接かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
- キ 建設業務を行う者が複数である場合、少なくとも一者はアからカのすべての要件を満たし、その他の者はア及びイ又はア及びウのいずれかの要件を満たすこと。
- ク ホール若しくは劇場（官公庁工事に限らないものとする。）又は図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に基づく図書館（官公庁工事に限らないものとする。）の建設を行った実績を有すること（公共施設の設計業務を行う者が第34（1）エに該当する場合はこの限りでない。）
- （4）公共施設の維持管理を行う者（維持管理業務を行う者が複数である場合、すべての者はア及びイの要件を満たしていなければならない、ウについては当該業務を担当する者のいずれかが要件を満たしていれば良いこととする。）
- ア 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格者名簿に記載されていること。
- イ 施設の維持管理を行うに当たり必要な資格（許認可、登録等）を有すること。
- ウ 平成11年4月1日以降に建築物の維持管理業務を受託した実績を有すること。
- （5）公共施設の運営業務を行う者（運営業務を行う者が複数である場合、すべての者は上記ア及びイを満たすこと。また、ウ及びエについては当該業務を担当する者が要件を満たしていれば良いこととする。）
- ア 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第6条第1項に規定する有資格者名簿に記載されていること。
- イ 施設の運営業務を行うに当たり必要な資格（許認可、登録等）を有すること。
- ウ ホールの運営業務を担当する者は、ホール、劇場等の文化施設を自ら運営し、又

は運營業務を1年以上受託した実績を有すること。

エ 図書館の運營業務を担当する者は、図書館法第2条に定める図書館（公立・私立を問わない。）を自ら運営し、又は図書館運営のうち、奉仕的業務に関するもの（カウンター業務、レファレンス業務）を1年以上受託した実績を有すること。

5 競争入札参加資格申請書の提出期限

この入札公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格者名簿に記載されていないものは、平成21年8月10日までに競争入札参加申請書を北九州市契約室管理課に提出しなければならない。

6 代表企業、構成企業及び協力企業の変更

(1) 参加資格確認基準日は資格審査申請書受付日とする。

(2) 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加グループの代表企業、構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業が参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業に代わって、参加資格を有する構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業を補充し、参加資格を確認のうえ、市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業が参加資格を欠いた日とする。

(3) 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加グループの代表企業、構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業が参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業に代わって、参加資格を有する構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業を補充し、市が参加資格を確認のうえ提案内容の継続性に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業が参加資格を欠いた日とする。

(4) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業が参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、参加資格

を欠いた構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業に代わって、参加資格を有する構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業を補充し、市が参加資格を確認のうえ提案内容の継続性に支障をきたさないと判断した場合は、落札者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業、協力企業又は民間収益施設事業実施企業が参加資格を欠いた日とする。

第4 サービス購入料について

1 サービス購入料の基本的考え方

(1) 基本的考え方

事業者は、公共施設の設計、建設、維持管理及び運営のサービスを一体として市に提供し、そのサービスに対し、市はサービス購入料を一体として支払う（但し、サービス購入料Gについては北九州市補助金等交付規則に依る。）

なお、市に対する支払請求権（債権）は、一体不可分とする。

(2) サービス購入料の支払方法

市は、事業者が事業契約書、要求水準書、入札説明書、事業者提案、維持管理・運営業務仕様書、維持管理・運営業務計画書等に従い、本事業を適切に遂行していることを確認したうえで、事業契約書に定める方法、金額及びスケジュールに従い、事業者に対してサービス購入料を支払う。

2 入札額等について

(1) 入札額

入札額は、公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に係る費用の総額（全期間に係る金額。いずれも消費税及び地方消費税の額を含む。）を提示すること。

(2) 予定価格

105億円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) サービス購入料の構成

サービス購入料は、サービス購入料A～Gにより構成される。

ア サービス購入料A

サービス購入料Aは、施設整備費のうち、所有権移転後（施設の引渡を受けた後）に一括して支払うものをいう。

サービス購入料Aの予定額は、下記の(ア)から(イ)の算定方法にて算出される金額の合計額（金額は何れも税込額。）を見込んでいる。

(7) ホール本体

2,100,000 千円(まちづくり交付金補助対象上限額)か、ホール本体の工事費(太陽光発電設備を除く)のいずれか低い額。

(イ) 図書館本体

1,180,000 千円(まちづくり交付金補助対象上限額)か、図書館本体の工事費(太陽光発電設備を除く)のいずれか低い額。

(ウ) 太陽光発電設備

太陽光発電設備の工事費総額。

(I) 広場・緑地

設計費、工事費、工事監理費の合計額。

なお、サービス購入料Aは、施設の市への所有権移転後、事業者から正当な請求書を受領した日から30日以内に支払う予定である。

イ サービス購入料B

サービス購入料Bは、施設整備費からサービス購入料Aに相当する額を除いた額で、平成24年度から平成39年度にわたり、毎年度四半期ごとに支払う。

割賦手数料の算定に係る金利は、以下に示す基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計とし、公共施設の引渡日以降発生するものとする。

(7) 基準金利

基準金利は、公共施設の引渡日の2銀行営業日前の日における午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T・S・R)としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース15年もの(円/円)金利スワップレートとする。

なお、提案書の作成における基準金利は、1.7%とする。

(イ) スプレッド

事業者が提案書に記載した割賦手数料にかかるスプレッドとする。事業者が提案したスプレッドは事業期間中一定とし、見直しを行わない。

ウ サービス購入料C

サービス購入料Cは、図書館の維持管理に係る費用をいい、平成24年度から平成39年度にわたり、毎年度四半期ごとに支払う。

サービス購入料Cのうち、計画的修繕に係る費用については、事業者の提案による額を、その他の費用については事業期間中の総額を年4回平準化して支払う。

エ サービス購入料D

サービス購入料Dは、図書館の運営に係る費用をいい、平成24年度から平成3

9年度にわたり、毎年度四半期ごとに支払う。

サービス購入料 D については事業期間中の総額を年 4 回平準化して支払う。

オ サービス購入料 E

サービス購入料 E は、ホールの維持管理に係る費用をいい、平成 24 年度から平成 39 年度にわたり、毎年度四半期ごとに支払う。

サービス購入料 E のうち、計画的修繕に係る費用については、事業者の提案による額を、その他の費用については事業期間中の総額を年 4 回平準化して支払う。

カ サービス購入料 F

サービス購入料 F は、ホールの運営に係る費用（ホールにおける必須企画事業のうち芸術文化事業に係る費用を除く）をいい、平成 24 年度から平成 39 年度にわたり、毎年度四半期ごとに支払う。

サービス購入料 F については事業期間中の総額を年 4 回平準化して支払う。

キ サービス購入料 G

サービス購入料 G は、ホールの運営に係る費用のうち、必須企画事業のうち芸術文化事業に係る費用をいい、平成 24 年度から平成 39 年度にわたり、毎年度芸術文化事業に要する経費について事業者からの申請内容に基づき、市が内容を調査（市民が広く芸術文化を体験できるような内容であるか、事業が副都心のにぎわいづくりに貢献できるものであるか等）し決定した額を、芸術文化事業が終了した時点で支払う。

サービス購入料 G については、毎年度 10 百万円（開業年度は 15 百万円、最終年度は 5 百万円）を上限とし、事業者は事業計画書、収支予算書等関係書類を添えて市に申請し、市が申請内容を調査した上、サービス購入料 G の額を決定する。サービス購入料 G の支払時期については、市は実績報告書を受けて、芸術文化事業に付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、支払い金額等の額を確定し、事業者に通知して支払うものとする。支払いは各々、芸術文化事業が終わった時点で支払う。

なお、事業を通して、余剰金が生じた場合は、北九州市補助金等交付規則に従い市にサービス購入料 G を返還するものとする。

また、芸術文化事業に係る総経費は、事業者が自ら得た広告収入、チケット収入等を財源とすることにより、サービス購入料 G によらず設定することが出来る。

（４） サービス購入料の改定

ア 金利変動によるサービス購入料の改定

サービス購入料 B について、提案書の作成における基準日の基準金利と、公共施

設の引渡日の2銀行営業日前の基準金利に差が生じた場合は、サービス購入料Bを改定する。

イ 物価変動によるサービス購入料の改定

サービス購入料C、D、E及びFについて、次のとおり物価変動による改定を行う。

(ア) 改定方法

下記の算式に基づき改定を行う。算定にあたっては、 $(CSPIn-1 / CSPIn-3)$ については、小数点以下第5位以下を切り捨て、小数点以下第4位までの数値とし、改定後サービス購入料は円未満を切り捨てるものとする。

ただし、変動率 $((CSPIn-1 / CSPIn-3) - 1) \times 100$ が3%未満の場合、改定は実施しない。

$$P_n = P_{n-1} \times (CSPIn-1 / CSPIn-3)$$

P_n : n年度のサービス購入料C、D、E及びF

CSPIn : Corporate Service Price Index(日本銀行調査統計局が作成する企業向けサービス価格指数)

CSPIn : n年7月1日までに公表されている最新の企業向けサービス価格指数(前月確報値)

(イ) 改定年度

初回の改定は、平成27年度のサービス購入料C、D、E及びFを対象とし、平成24年7月1日と平成26年7月1日の指標により行い、平成27年度の第1四半期分から反映させる。以後3年ごとに改定を行うものとする。

(ロ) 改定手続

事業者は、改定年度の前年度7月10日までに、指標値の評価の根拠となる資料を添付して改定後のサービス購入料C、D、E及びFの額を市に通知し、市の確認を受けるものとする。

ウ 図書館利用状況の変動によるサービス購入料の改定

サービス購入料C及びDについて、図書館の利用状況に応じた業務量及び経費の変動に対応するために、毎年度、サービス購入料の改定を行う。

(ア) 改定方法

施設の利用状況につき、市が設定する指標の基準を上回る場合はサービス購入料C及びDを増額し、指標の基準を下回る場合はサービス購入料を削減する。

施設の利用状況を判断する指標及び基準等(基準・増額基準・減額基準)は以下のとおり市が設定し、利用状況の変動によりサービス購入料を増減させる係数(±5%以内)は、事業者提案によるものとする。

初回の改定は平成25年7月から平成26年6月の実績をもとに適用し、平成26年度第1四半期の請求において変動額を反映するものとし、以降も同様とする。

なお、基準等については5年目（平成28年度）を目処に見直しを行う。

利用状況の変動に伴うサービス購入料C及びDの算定方法（年額）

指標	減額基準		基準	増額基準	
図書貸出冊数	-20%未満	-20%以上 -5%未満	40万冊 ±5%	5%以上 20%未満	20%以上
事業者提案係数	A%	C%	0%	E%	G%
図書館利用者数	-20%未満	-20%以上 -5%未満	32万人 ±5%	5%以上 20%未満	20%以上
事業者提案係数	B%	D%	0%	F%	H%
係数合計	A+B=-5%	-5%<C+D<0%	0%	0%<E+F<5%	G+H=5%
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・基準等については、開館1年目の利用状況（登録者数など）等を勘案して補正する場合がある。なお、運営期間中、事業者の責めに帰すべき事由のない臨時休館等が発生した場合も同様に基準等を補正する場合がある。 ・AからHの各係数は事業者提案による。 ・縦列において、図書貸出冊数、図書館利用者数の各係数は、各係数合計に対し20%以上とする。 ・増額基準と減額基準の各係数合計は左右対称の同じ係数を設定すること（増額係数を3%と5%に設定すれば、減額係数も同じ） 				
（例）サービス購入料C及びDの合計額が年間1億円の場合					
	減額基準		基準	増額基準	
最大増減額	500万円減額 (1億円* -5%)	500万円未満 減額(1億円 * -5%<C+D<0)	±0円 (1億円)	500万円未満 増額(1億円 *0<E+F<5%)	500万円増額 (1億円*5%)
仮に、 図書貸出冊数 45万冊なら 12.5%増（事業者提案係数 E=2%）、 図書館利用者数 28万人なら 13.5%減（事業者提案係数 D= -1%）のとき、 $1\text{億円} + (1\text{億円} \times 2\%) + (1\text{億円} \times -1\%) = 1\text{億}100\text{万円} (100\text{万円増額})$					

図書貸出冊数の基準値は、公共事業評価平成25年度目標値から設定。

図書館利用者数の基準値は、中央図書館の利用者数と貸出者数の比率から設定。

(1) 改定手続き

事業者は、当該事業期間の図書館利用者数及び図書貸出冊数を記載した資料を市に提出するとともに改定後のサービス購入料C及びDの合計額を市に通知し、市の確認を受けるものとする。

エ ホール利用状況の変動によるサービス購入料の改定

サービス購入料 E 及び F について、ホールの利用状況に応じた業務量及び経費の変動に対応するために、毎年度、サービス購入料の改定を行う。

(ア) 改定方法

施設の利用状況につき、市が設定する指標の基準を上回る場合はサービス購入料 E 及び F を増額し、指標の基準を下回る場合はサービス購入料を削減する。

施設の利用状況を判断する指標及び基準等（基準・増額基準・減額基準）は以下のとおり市が設定し、利用状況の変動によりサービス購入料を増減させる係数（±5%以内）は、事業者提案によるものとする。

初回の改定は平成 25 年 7 月から平成 26 年 6 月の実績をもとに適用し、平成 26 年度第 1 四半期の請求において変動額を反映するものとし、以降も同様とする。

なお、基準等については 5 年目（平成 28 年度）を目処に見直しを行う。

利用状況の変動に伴うサービス購入料 E 及び F の算定方法(年額)

指標	減額基準		基準	増額基準	
大ホール稼働率	60%未満	60%以上 65%未満	65%以上 75%未満	75%以上 80%未満	80%以上
事業者提案係数	A%	D%	0%	G%	J%
中ホール稼働率	65%未満	65%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 85%未満	85%以上
事業者提案係数	B%	E%	0%	H%	K%
練習室利用者数	3万人未満	3万人以上 4万人未満	4万人以上 6万人未満	6万人以上 7万人未満	7万人以上
事業者提案係数	C%	F%	0%	I%	L%
係数合計	A+B+C=-5%	-5%<D+E+F<0%	0%	0%<G+H+I<5%	J+K+L=5%
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ A から L の各係数は事業者提案による。 ・ 縦列において、大ホール稼働率、中ホール稼働率、練習室利用者数の各係数は、各係数合計に対し 20%以上とする。 ・ 増額基準と減額基準の各係数合計は左右対称の同じ係数を設定すること（増額係数を 3%と 5%に設定すれば、減額係数も同じ）。 ・ リハーサル室については、練習室として単独利用された場合、利用者数に含める。 ・ 練習室利用者数については、楽屋として利用された場合、利用者数に含めないものとする。 				
(例) サービス購入料 E 及び F の合計額が年間 1 億 5 千万円の場合					
	減額基準		基準	増額基準	

最大増減額	750 万円減額 (1.5 億円 *-5%)	750 万円未満 減額(1.5 億円 *-5%<D+E+F<0%)	±0 円 (1.5 億円)	750 万円未満 増額(1.5 億円 *0%<G+H+I<5%)	750 万円増額 (1.5 億円 *5%)
仮に、大ホール稼働率 65%、中ホール稼働率 68% (事業者提案 E=-0.5%)、練習室利用者数 7 万人 (事業者提案 L=1.5%) のとき、 $1.5 \text{ 億円} + 0 \text{ 円} + (1.5 \text{ 億円} \times -0.5\% = -75 \text{ 万円}) + (1.5 \text{ 億円} \times 1.5\% = 225 \text{ 万円})$ = 1 億 5,150 万円 (150 万円増額)					

基準値については戸畑市民会館(ホール)と大手町練習場(練習室)の利用状況を勘案して設定。

ホール稼働率算出方法：ホール稼働率 = 利用日数 ÷ (365 日 - 54 日《利用不能日：年末年始 6 日 + 保守点検 48 日〔月 4 日〕》)

(イ) 改定手続き

事業者は、当該事業期間のホールの大ホール・中ホール稼働率及び練習室利用者数を記載した資料を市に提出するとともに改定後のサービス購入料 E 及び F の合計額を市に通知し、市の確認を受けるものとする。

オ その他の理由による改定

ア、イ、ウ及びエ以外の理由によるサービス購入料の改定については、事業契約書(案)に示す。

(5) サービス購入料の減額等

市は、維持管理及び運営業務開始後、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定された要求水準及び事業者が提案した水準を達成しているか否かを確認するため、事業の実施状況に応じ、定期的又は随時、モニタリングを実施する。モニタリングの結果、事業契約書に定める要求水準書が満たされていない場合、サービス購入料の減額等を行う。

第5 入札手続等について

1 入札のスケジュール

入札のスケジュールは次のとおりである。

入札公告	平成 21 年 7 月 21 日
入札説明書等に関する質問受付 (第 1 回)	平成 21 年 7 月 31 日
入札説明書等に関する質問回答公表 (第 1 回)	平成 21 年 8 月 19 日
参加表明書、資格審査申請書類受付	平成 21 年 8 月 31 日
資格審査結果の通知	平成 21 年 9 月 7 日
入札説明書等に関する質問受付 (第 2 回)	平成 21 年 9 月 11 日

対面式質疑応答の実施（予定）	平成21年 9月中旬
入札説明書等に関する質問回答公表（第2回）	平成21年 9月25日
入札書及び提案書受付	平成21年11月13日
落札者の決定、基本協定の締結	平成21年12月
仮契約の締結	平成22年 1月
本契約の締結	平成22年 3月

2 入札説明書等に関する事項

(1) 入札説明書等の配布

入札参加希望者に、以下のとおり入札説明書等を配布する。

ア 期間

入札公告の日から平成21年7月28日までの日曜日及び土曜日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（この公告の日は午後1時から午後5時まで）

イ 場所

北九州市建築都市局整備部都心・副都心開発室
北九州市小倉北区域内1番1号 14階

(2) 入札説明会及び現地見学会

入札説明会及び事業予定地の現地見学会を下記により行う。

ア 入札説明会

(ア) 開催日時 平成21年7月27日 午前10時30分（受付開始午前10時）

(イ) 開催場所 北九州市立黒崎市民センター 多目的ホール
北九州市八幡西区藤田四丁目1番1号

イ 現地見学会

(ア) 開催日時 平成21年7月27日 午後1時30分

(イ) 開催場所 九州厚生年金病院跡地暫定芝生広場
北九州市八幡西区岸の浦二丁目10番1

ウ 参加申込方法

入札説明会及び現地見学会への参加を希望する場合は、入札説明会及び現地見学会参加申込書（別紙1）に必要事項を記載のうえ、平成21年7月24日までにファックスにて送付すること。

ファックス送信先：北九州市建築都市局整備部都心・副都心開発室

ファックス番号：093-582-2694

エ その他

- (ア) 参加希望者数によっては、同一企業等からの参加者数の調整を行う場合がある。
- (イ) 駐車場はないので、公共交通機関を利用すること。
- (ウ) 当日、資料は配布しないので、入札説明書等の配布を受けていない場合はホームページからダウンロードのうえ、持参すること。

(3) 質問の受付

入札説明書等に関する質問の受付を下記により行う。

ア 第1回質問受付

(ア) 受付期間

入札公告の日～平成21年7月31日 午後5時(必着)

(イ) 提出方法

様式69に質問の内容を簡潔にまとめ、Eメールにて下記アドレス宛てに提出すること。

提出先Eメールアドレス：toshi-toshin@city.kitakyushu.lg.jp

イ 第2回質問受付

(ア) 受付期間

平成21年9月7日～平成21年9月11日 午後5時(必着)

(イ) 提出方法

様式70に質問の内容を簡潔にまとめ、Eメールにて下記アドレス宛てに提出すること。

提出先Eメールアドレス：アに同じ

(4) 質問に対する回答の公表

ア 公表予定日

(ア) 第1回質問に対する回答 平成21年8月19日

(イ) 第2回質問に対する回答 平成21年9月25日

イ 公表方法

質問に対する回答は、原則として下記に示すホームページを通じて公表する。ただし、質問提出者の特殊な技術、ノウハウ等にかかわり、質問提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、質問提出者の意見を聴取した上で公表しない。

なお、質問に対して訪問、電話等での個別、直接回答は、原則として行わない。

ホームページアドレス

[http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT
&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=22371](http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=22371)

(5) その他

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

3 参加表明書及び資格審査申請書類の提出等について

(1) 参加表明書及び資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、参加表明書、資格審査申請書類を受付日時に持参により提出しなければならない。また、提出は代表企業が行うこと。

ア 受付日

平成 2 1 年 8 月 3 1 日

イ 受付時間

午後 1 時から午後 5 時まで

ウ 受付場所

北九州市建築都市局整備部都心・副都心開発室
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 1 4 階

(2) 資格審査結果の通知

資格審査結果は、(1)により申請をした者に対して、P F I 一般競争入札参加資格確認等結果通知書(以下「結果通知書」という。)の送付により通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、結果通知書にその理由を付記する。

4 対面方式による質疑応答

市は、入札参加資格があると認められた入札参加グループに対し、対面方式での質疑応答を実施する予定である。

(1) 開催時期

平成 2 1 年 9 月中旬

(2) 質問の提出

質疑応答に先立ち、あらかじめ質問の内容を簡潔にまとめ提出すること。提出方法、提出時期等については、入札参加グループの代表企業に対し、別途通知する。

(3) 開催要領等の通知

質疑応答の開催要領、日時、場所、時間、参加制限人数等については、実際の入札参加グループ数等により決定し、入札参加グループの確認結果通知後、入札参加者の代表企業に通知する。

5 提案書の提出等について

(1) 提案書の提出

結果通知書において提案書の提出を認められたものについては、下記により提案書を

提出すること。また、提出は代表企業が行うこと。

ア 持参による場合の提案書の提出日時等

(ア) 提出日時

平成21年11月13日 午前10時

(イ) 提出先

北九州市建築都市局整備部都心・副都心開発室

北九州市小倉北区城内1番1号 14階

イ 郵送（書留郵便に限る。）による場合の提案書の提出時期等

(ア) 提出時期

平成21年11月11日午後5時までに到着のこと

(イ) 送付先

北九州市建築都市局整備部都心・副都心開発室

北九州市小倉北区城内1番1号 14階

ウ 開札の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年11月13日 午後3時

(イ) 場所

北九州市建築都市局整備部都心・副都心開発室

北九州市小倉北区城内1番1号 14階

(2) 入札価格の確認

入札価格が予定価格を超えている場合は失格とし、提案書の審査は行わない。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 資格審査申請書類その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札

イ 構成員が、資格審査申請書類等の提出から提案書提出までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合

ウ 提案書の記載事項が不明なもの

エ 入札に必要な書類が不足しているもの

オ 入札書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

カ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの

キ 一定の金額で価格を表示していないもの

ク 提案書の各書類相互間において記載事項にそごや矛盾があるもの

ケ 北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第12条各号のいずれかに該当する入札

コ その他入札に関する条件に違反したとき

(4) 入札にあたっての留意事項

ア 入札には代表企業の代表者又は代理人のみが参加できる。

イ 入札にあたっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

ウ 開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いのうえ行うものとし、入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせる。

エ 入札参加者を構成する企業が提案書の提出までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合、市による指名停止のいずれかに該当する場合又は経営不振の状態にある場合には、入札に参加することができない。

(5) 提案書の書換え等の禁止

入札参加者は、その提出した提案書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 入札保証金

入札参加者は、入札価格の100分の10以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、提案書提出時まで、いつでも入札を辞退することができる。

入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式13)を使用し、以下に掲げるところにより、行う。

ア 提案書提出日の前日までは、北九州市建築都市局整備部都心・副都心開発室まで直接持参すること。

なお、郵送(書留郵便に限る。)により行う場合は、郵送による場合の提案書の提出期限までとする。

イ 提案書類提出日においては、入札を執行する者に直接提出して行う。

(8) 入札のとりやめ等

入札参加者が連合するなどし、公正に入札を執行できないと認められる場合、競争性

が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。また、後日、入札に係る不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置を採ることがある。

(9) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。また、提案書については、返却しない。

(10) 著作権の帰属等

本事業に関する提案書の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、本事業に関する公表その他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとし、入札参加者の提案書（概要版）は公表する。また、選定された入札参加者の提案書（入札参加者と事前協議の上）を、入札参加者の意見を聴取した上で、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、縦覧等により公開することがある。なお、提案書は返却しない。

6 落札者の決定等について

(1) 落札者の決定

本事業の落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式によるものとし、検討会を通じて学識経験者の意見を聴取し、市が定めた落札者決定基準により落札者を決定する。

(2) 提案内容に関するプレゼンテーション等の実施

本事業の落札者を選定するため、入札参加者に対し、別途、日時及び場所を指定して、当該提案の内容に関するプレゼンテーション等を実施する場合がある。

第6 落札者決定後の手続等について

1 基本協定の締結

落札者決定後、市と落札者との間で、速やかに基本協定を締結する。

なお、落札者が基本協定を締結しない場合は、市は違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を請求することがある。

2 特別目的会社の設立

落札者は、本事業を実施する会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を基本協定書に定める期日までに設立する。

なお、落札者を構成する企業のうち、代表企業は必ずSPCに対して出資し、株主の中で最も多く保有する株主でなければならない。また、代表企業及び構成企業全体での出資比率は、SPCの全株式の50%を超えるものとし、SPCの株式については、市の事前の書面

による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行うことはできない。

3 仮契約の締結

市及び事業者は、基本協定に基づき、平成22年2月北九州市議会定例会への事業契約に係る議案提出ができるように、SPCの設立後、速やかに事業契約の仮契約を締結する。

なお、仮契約締結までの間に、事業契約書の条文の文言を明確化するために文言の修正を行うことがある。

4 事業契約の締結

本事業は、PFI法第9条及び北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第2条の規定により議会の議決に付さなければならない契約であるため、北九州市議会の議決が得られることによって確定するものとする。

この場合、仮契約書をそのまま契約書とみなすものとする。

5 契約保証金

事業者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 土地売買契約又は定期借地権設定契約の締結

市及び事業者は、事業契約及び事業者の提案に基づいた民間収益事業用地について土地売買契約又は定期借地権設定契約を締結する。

7 その他

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

第7 提案書類等に関する事項

提案書類及び提案書類の作成方法等については、「北九州市黒崎副都心「文化・交流拠点地区」整備等PFI事業 様式集」による。

第8 本件担当

北九州市

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号 14階

北九州市建築都市局整備部都心・副都心開発室

電話：093-582-2502

ファックス：093 - 582 - 2694

E - mail : toshi-toshin@city.kitakyushu.lg.jp

ウェブサイトURL : <http://www.city.kitakyushu.jp/>

北九州市建築都市局整備部都心・副都心開発室 行き
 (0 9 3 - 5 8 2 - 2 6 9 4)

平成 年 月 日

入札説明会等への参加申込書

「北九州市黒崎副都心「文化・交流拠点地区」整備等 P F I 事業」の入札説明会及び現地見学会への参加を申し込みます。

会社名			
所在地			
部署名			
担当者名			
電話			
F A X			
E - mail			
	参加者名	入札説明会	現地見学会

- 1 参加者は、1社につき3名までとする。
- 2 入札説明会及び現地見学会の別に、参加する場合は を付すこと。
- 3 入札説明書等は各自持参のこと。